

平成29年7月12日開催 東京家庭裁判所委員会

「これからの成年後見制度と家庭裁判所の役割」

東京家庭裁判所委員会委員・会員 折井 純 (53期)

平成29年7月12日に開催された家庭裁判所委員会について報告します。今回は「これからの成年後見制度と家庭裁判所の役割」というテーマで、東京家庭裁判所後見センターの日景裁判官と犬飼書記官から説明がなされました。以下概要をお伝えします。

1 総論：成年後見制度の現状と今後の在り方

(1) 利用状況

過去5年間の利用状況をみると、成年後見制度の申立件数は毎年3万4000件台、申立ての約80%は後見開始となっています。申立件数は横ばいですが、後見等は終了しない限り続くため、利用者数自体は年々増加しています。申立ての動機は、預貯金の管理・解約が圧倒的に多く、次に施設入所契約などの身上監護が続いています。また、親族が成年後見人等に選任される割合は年々減少し、昨年の統計では28%でした。家族の在り方の変化に伴い、親族のかかわりが少なくなっているともいえます。親族以外の第三者選任は70%を超え、そのうち約85%が弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職が選任されています。市民後見人も昨年は264件と親族や専門職と比べると件数は少ないですが、一昨年から比べると約20%増加しています。

(2) 利用促進法とこれからの成年後見制度

平成28年5月13日「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行され、平成29年3月24日「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

今後の施策の主な目標は、①利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善、②全国どの地域でも、必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること、③後見人による不正の防止を徹底しつつも、制度の利用しやすさとの調和を図ることで、安心して制度を利用できる環境を整備することです。

2 各論1：後見人による不正とその対策

(1) 不正の動機や手口

親族後見人の場合は、後見人自身の生活苦、介護に協力しないなど他の親族に対する不満などが動機となり、預金から必要額を一気に引き出したり、不動産の売却代金を自分の口座に移すなど計画性のない単純

な手口によるものが多くみられます。専門職後見人の場合は、事務所経営や遊興費のためなど動機は様々で、手口としては、裁判所への報告を偽る、通帳の写しを偽造し隠ぺい工作を行うなど巧妙なものも多くみられます。

(2) 不正防止策の現状とこれから

不正防止策として、現状は、①一定額以上の現預金や金融商品を管理する場合は、法律専門職を後見監督人として選任し、専門職後見人であっても、高額な資産を管理する場合は法律専門職を後見監督人に選任する、②後見制度支援信託を利用する、ことが行われています。これからの不正防止策の在り方として、基本計画では、不正発生を未然に防止する仕組みの整備と成年後見制度の利用しやすさとの調和が示され、方向性として、後見制度支援信託よりも簡易な不正防止を図る仕組みの整備が今後の検討課題とされています。

3 各論2：市民後見人の活用

(1) 市民後見人の活用状況について

後見制度の担い手不足や、身近にいて本人を見守り、本人の意思を汲んでより良い生活を送れるようにサポートできる後見人に対する需要を背景に、市民後見人のニーズが高まっています。

大阪市は、平成19年に大阪市成年後見支援センターを開設し、市民後見人の養成・支援に力を注いでいます。現在、大阪家庭裁判所では市民後見人を単独で後見人に選任していますが、東京家庭裁判所では市民後見人を後見人に選任する場合、その養成を行った社会福祉協議会を監督人に選任しています。東京家庭裁判所の選任スタイルは、活動する市民後見人や家庭裁判所に安心感が得られるというメリットがある反面、社会福祉協議会の負担が大きくなるというデメリットが挙げられています。

(2) これからの市民後見人の活用の在り方

市民後見人の適切な養成と養成後のバックアップ体制の整備などが求められ、養成機関と家庭裁判所との更なる連携が求められています。

次回は、平成29年12月13日、テーマは「調停委員の研修と課題」です。